柏会発第１３２号
令和８年９月１日

会　員　各　位

柏崎商工会議所

商工従業員永年勤続者表彰のご案内

初秋の候、会員の皆様には各位益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当所では、企業活動を支え、日々業務に励んでこられた会員事業所の従業員の皆様に対し、永年の功労を称えるとともに、地域産業の振興発展に期することを目的に、永年勤続者表彰を毎年行っております。

つきましては、貴社で該当される方がいらっしゃいましたら是非ご申請くださいますようご案内申し上げます。

なお、**令和６年度より永年勤続者表彰式(式典)、優良従業員感謝の集い(懇親会)は実施せず、表彰状等のお渡しのみとさせていただいておりますので、ご了承ください。**

記

基準日	令和８年１１月２３日（勤労感謝の日） ※表彰状にはこの日を記載いたします。
表彰内容	勤続３０年以上の方には、柏崎商工会議所会頭・日本商工会議所会頭の連名の表彰状、勤続３０年未満の方には柏崎商会議所会頭名の表彰状が授与されます。
贈呈品	表彰状（B3ｻｲｽﾞ 515㎜×364㎜）、記念品、祝菓子(焼き菓子)を贈呈させていただきます。 **※式典に併せて受賞者名簿を作成・配布しておりましたが、式典を実施しないこと及び個人情報保護の観点から、受賞者名簿の作成はいたしませんのでご了承ください。**
引換日	令和８年１１月１９日（木）　１３：００～１６：００ ※詳細については後日引換券と一緒にご案内を郵送いたします。
申込	別紙申請書を下記までにご持参またはＦＡＸでお申込み下さい。 柏崎商工会議所　総務課　　柏崎市東本町１－２－１６ ＴＥＬ：２２－３１６１　　ＦＡＸ：２２－３５７０ ※後日、受賞者名のご確認をさせていただきます。
登録費	１名につき　４，０００円　　申し込み時にお支払い下さい。 ※インボイス対応の領収書をお出しします。 お振込みの場合は下記までお振込みください。 ※インボイス対応の領収書が必要な方はお申し出ください。 振込先：第四北越銀行 柏崎支店 当座預金№１０２３１２ 柏崎商工会議所 会頭 西川正男（さいかわまさお）
締切	**令和８年９月２５日（金）**
その他	氏名に外字が含まれる場合、表彰状の字体が他の方と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

※申請書は同封の用紙のほか、

柏崎商工会議所ホームページからダウンロードできます。

柏崎商工会議所商工従業員表彰規定

（目的）

第１条　　商工業の振興発展に期するため、本商工会議所は同一事業所に永年勤続の商工従業員に対し、本規定により表彰するものとする。

（対象）

第２条　　前項の従業員と称する者は、柏崎商工会議所会員たる事業所に従事する者とする。

（被表彰者の資格）

第３条　　本規定により表彰すべき商工従業員は、下記に該当する者にして当該事業主の申請にもとづき役員会に諮り之を決定する。
勤続年数満５年以上の５年きざみに該当する者。

（年数の計算法、非対象者）

第４条　　勤続年数の計算並びに表彰の対象より除く者は、下記による者とする。
１．個人より法人に組織変更された法人にあっては、個人組織当時の勤続年数を通算する。
２．名称変更及び合併した会社にあっては、名称変更及び合併以前の会社の勤続年数を通算する。
３．退任または退職した場合であっても、同一の会員企業に再雇用または、１年以内に同一の会員企業に復職した場合は、前後の年数を通算する。
４．勤続年数の算定は入社の日より**勤労感謝の日**の当日までとする。
５．会社代表者、店主等、事業主は表彰の対象より除く。
６．顧問、相談役は表彰の対象より除く。
７．嘱託、臨時雇用の期間を表彰の対象に加えることができる。
８．事故等により、行政処分又は司法処分を受けたる者は対象より除く。

（表彰）

第５条　　表彰は会頭名儀により、表彰状を授与するものとする。

（表彰の期日）

第６条　　表彰は毎年１１月にこれを行うものとする。

（申請の手続き）

第７条　　被表彰者の申請は所定の様式により、柏崎商工会議所宛に申請締切日まで申請するものとする。

申請書にご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、社名、個人名、勤続年数については商工会議所会報、ホームページなどで公開することがあります。